青森開港」の年代をめぐって ― 自治体の刊行物と歴史研究 -

こ

(カッコ書の注記等は省略した)。 (カッコ書の注記等は省略した)。 (カッコ書の注記等は省略した)。 (カッコ書の注記等は省略した)。 (カッコ書の注記等は省略した)。 (カッコ書の注記等は省略した)。 (1)。 (2)。 (2)。 (3)。 (4)。 (4)。 (4)。 (4)。 (5)。 (6)。 (6)。 (7)。 (7)。 (8)。 (8)。 (8)。 (9)。 (1)。 (4)。 (4)。 (5)。 (6)。 (7)。 (7)。 (8)。 (8)。 (9)。 (1)。 (1)。 (2)。 (1)。 (2)。 (2)。 (3)。 (4)。 (5)。 (6)。 (6)。 (7)。 (7)。 (8)。 (8)。 (9)。 (9)。 (9)。 (9)。 (9)。 (9)。 (9)。 (9)。 (1)。 (1)。 (1)。 (2)。 (1)。 (2)。 (1)。 (2)。 (3)。 (4)。 (5)。 (6)。 (7)。 (7)。 (8)。 (8)。 (9)。

「津軽一統志」寛永二年五月十五日の条によれば、同日、弘前藩として年寄衆土井利勝と酒井忠世の連署奉書を拝領した。これは津軽から同藩の江戸屋敷へ御膳米の廻漕を許可したもので、東廻り海運、太平洋海運への参入を促すものとなった。したがって青森開港は、右の幕府年寄衆連署奉書にその出発があったのであり、弘前藩としての幕府年寄衆連署奉書にその出発があったのであり、弘前藩として本格的な外浜の開発に乗り出すことになった。

工藤大輔

諸役を免除する特権を与えた。て、青森の町づくりを命じ、積極的な人寄せと十年間の年貢並びに寛永三年四月六日、津軽信枚は家臣の森山弥七郎へ黒印状を与え「弘前藩庁日記」御国日記」元禄十年四月二十五日の条によれば、

踏襲している。 踏襲している。 踏襲している。さらに、平成三〇年発刊の『青森県史』通史編2近世にで示している。さらに、平成三〇年発刊の『青森県史』通史編2近世においても、寛永二年の連署奉書を「開港」の契機とし、翌年の森山弥七おいても、寛永二年の連署奉書を「開港」の契機とし、翌年の森山弥七おいても、寛永二年の連署奉書を「開港」の契機とし、翌年の森山弥七おいても、寛永二年の連署を書きている。 事業している。

り」に収斂され、これが現在言うところの「青森開港」ということになり」に収斂され、これが現在言うところの「青森開港」ということにな拠とし、前半からは「青森開港」とは弘前藩の「太平洋海運への参入を促す」ための「本格的な外浜の開発」と理解できる。そして、後半から促す」ための「本格的な外浜の開発」と理解できる。そして、後半から上、では、前半からは「青森開港」とは弘前藩の正史「津軽一統志」と弘前藩政史の基ところで、この叙述は弘前藩の正史「津軽一統志」と弘前藩政史の基ところで、この叙述は弘前藩の正史「津軽一統志」ということになり、「大田教育」ということになり、「大田教育」ということになり、「大田教育」ということになり、「大田教育」ということになり、「大田教育」ということになり、「大田教育」に収斂されている。「大田教育」ということになり、「大田教育」ということになり、「大田教育」ということになり、「大田教育」ということになり、「大田教育」ということになり、「大田教育」ということになり、「大田教育」ということになり、「大田教育」ということになり、「大田教育」ということになり、「大田教育」ということになり、「大田教育」というになり、「大田教育」というになり、「大田教育」ということになり、「大田教育」というになり、「大田教育」というになり、「大田教育」というになり、「大田教育」というになり、「大田教育」というになり、「大田教育」ということになり、「大田教育」ということになります。「大田教育」ということになり、「大田教育」というにないらいからいうにないります。「大田教育」となり、「大田教育」というにないます。「大田教育」というにないます。「大田教育」というにないます。「大田教育、大田教育、「大田教育、大田教育、「大田教育、大田教育、「本田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「本田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「大田教育、「本田教育、「大田教育、「本田教育、

意しなくてはならない。

(3) おいう意味での「開港」とは語意として一致していないことにまずは注いう「新たに港や空港の設備をして業務を始めること」であるとか、典にいう「新たに港や空港の設備をして業務を始めること」であるとか、のでは、「青森開港」における「開港」という文言は、国語辞る。したがって、「青森開港」における「開港」という文言は、国語辞

そして、この通説的叙述は、寛永二年からの歴史的推移(因果関係)をもって動的に「青森開港」を捉えているが、かつては「青森開港」の意説であり、「寛永三年」説である。そうなると、当然「青森開港」の意味が現在とはおのずと異なってくる。予測されるのは、寛永二年説は海味が現在とはおのずと異なってくる。予測されるのは、寛永二年説は海味が現在とはおのずと異なってくる。予測されるのは、寛永二年説は海味が現在とはおのずと異なってくる。予測されるのは、寛永二年説は海味が現在とはおのずと異なってくる。予測されるのは、寛永二年説は海味が現在とはおのずと異なってくる。予測されるのは、寛永二年説は海にしている。

用されるという少々奇妙な現象すら起きている。 用されるという少々奇妙な現象すら起きている。 用されるという少々奇妙な現象すら起きている。。 用されるという少々奇妙な現象すら起きている。。 用されるという少々奇妙な現象すら起きている。。

小稿は、これら三つの説がどのような背景をもって成立したのかを明

治体の刊行物」をキーワードとして検討することにしたい。 意味を持たない「寛永元年」説がどうして支持されてきたのかを、「自らかにした上でその有効性を考察する。そして、とくに現在では学術的

西暦表記)を漢数字に改めた箇所がある。
「信牧」と表記する事例がみられる。小稿では「信枚」が信枚ではなく「信牧」と表記する事例がみられる。小稿では「信枚」が「幕府・朝廷公認の正式な名乗り」とする長谷川成一氏の考えに従うが、「幕府・朝廷公認の正式な名乗り」とする長谷川成一氏の考えに従うが、「「幕府・朝廷公認の正式な名乗り」とする長谷川成一氏の考えに従うが、「「幕府・朝廷公認の正式な名乗り」とする長谷川成一氏の考えに従うが、「「幕府・朝廷公認の正式な名乗りをはない。」というには、以前藩第二代藩主の名乗りをなお、引用した史料・文献の引用には、弘前藩第二代藩主の名乗りをなお、引用した史料・文献の引用には、弘前藩第二代藩主の名乗りをなお、引用した史料・文献の引用には、弘前藩第二代藩主の名乗りを

「青森開港」めぐる諸説の成立

ることにする。 「青森開港」の年代は、これまでに寛永元年(一六二四)、寛永二年、 「青森開港」の年代は、これまでに寛永元年(一六二四)、寛永二年、 「青森開港」の年代は、これまでに寛永元年(一六二四)、寛永二年、

(1) 藩政時代の「青森開港」認識

月に成った、青森町の米問屋の由緒等を記した「青森町御取建之砌米家うに捉えていたかについて確認しておきたい。天保八年(一八三七)二まず、藩政時代の人々、とくに青森町の人々が「青森開港」をどのよ

候覚」につぎのような一節がある。(以下、「米問屋由緒」と記す)の冒頭部「米家業御立被仰付之根元伝承業被仰付之根元天保五甲午年迄米家業方取扱向被仰付之写并諸書付控」

可為候間、月二六斎之市相立可申旨被仰渡、当青森湊寛永三丙寅年御創業之砌、田畑不作町人之分者高岡之町並

これによれば、青森町の米問屋たちは「青森開港」を「寛永三年(一九二六)」と伝えられてきたことが分かる。そして、この一節の後半は、六二六)」と伝えられてきたことが分かる。そして、この一節の後半は、六二六)」と伝えられてきたことが分かる。そして、この一節の後半は、江水芝町人なみたるへき事」を合わせたような内容で、文書を実見して以来芝町人なみたるへき事」を合わせたような内容で、文書を実見して以来芝町人なみたるへき事」を合わせたような内容で、文書を実見して以来芝町人なみたるへき事」を合わせたような内容で、文書を実見して以来芝町人なみたるへき事」を合わせたような内容で、文書を実見して、寛永三年の「御創業」とは、この時点で完結したものではなく、進行中の状況であったと認識していたと理解していいだろう。この点は、後にみる「寛永三年成就」といったフレーズとは「線を画す青森町民の認識であった。

月の日付を持つ「一冊」を書写したものである。

「本派立之定」など町立てに関する文書は、正文か写しまた、右の「青森派立之定」など町立てに関する文書は、正文か写しまた、右の「青森派立之定」など町立てに関する文書は、正文か写しまた、右の「青森派立之定」など町立てに関する文書は、正文か写しまた、右の「青森派立之定」など町立てに関する文書は、正文か写しまた、右の「青森派立之定」など町立てに関する文書は、正文か写しまた、右の「青森派立之定」など町立てに関する文書は、正文か写しまた、右の「青森派立之定」など町立てに関する文書は、正文か写しまた。

さらに、文化八年(一八一一)に成った「青森記」の「青森古実書抜.

では、やはり寛永三年からの町立てに関する文書を収めていて、このうでは、やはり寛永三年からの町立ての方針を示した「青森派立之定」 を選述「町年寄佐藤伊兵衛方ニ所持之古来より之書付写」であり、寛文 などは「町年寄佐藤伊兵衛方ニ所持之古来より之書付写」であり、寛文 三年七月十一日付の新町での六斎市開催の定書は、「此御制札、先年出 一日付の新町での六斎市開催の定書は、「此御制札、先年出 では、やはり寛永三年からの町立てに関する文書を収めていて、このう では、やはり寛永三年からの町立てに関する文書を収めていて、このう

青森派之事

間舗者也、一、自他無縁之者望次第在付可申候、但十年之間作取并諸役等申付

寛永三年四月二日

信牧公御墨印

右御本紙天和三年二月廿六日、於弘前堀伝左衛門殿へ山本半左衛

門取次二而佐藤理左衛門差上申候写、

成されていたことがうかがわれる。
おの文書は、町年寄や名主によって保管されるばかりでなく、写しも作給の文書は、町年寄や名主によって保管されるばかりでなく、写しも作を紙のほかに写しが作成されていた。これら町立てに関する弘前藩庁発という森山弥七郎宛津軽信枚黒印状写(以下「信枚黒印状」と略記)も、

録する文書からうかがえる「青森開港」を「寛永三年」とする認識は、を踏まえると、「米問屋由緒」の筆者が説き、さらには「青森記」が収彼らは文書を写していたのである。こうした文書へのアクセスの在り方つまり、青森町にはこうした文書にアクセスでき得る階層が存在し、

森山弥七郎殿

分な説得力を持つものといっていいだろう。一次史料もしくはそれに近い文書でもって形づくられたものであって十

の傾向が大きく変わることはなかった。 の傾向が大きく変わることはなかった。 の傾向が大きく変わることはなかった。 の傾向が大きく変わることはなかった。 の傾向が大きく変わることはなかった。 の傾向が大きく変わることはなかった。 の傾向が大きく変わることはなかった。

(2) 明治二〇~三〇年代の「青森開港」認識

のぎに、明治期、なかでも明治二○~三○年代における「青森開港」のぎに、明治期、なかでも明治二○~三○年代における「青森県史談」は、高等小学校初学年用のテキストとして編まれたものである。それでは、『青森県史談』を紹介する。現在の福島県会津若松市出身の山内は、田名部初等師範学校・青森る。現在の福島県会津若松市出身の山内は、田名部初等師範学校・青森る。現在の福島県会津若松市出身の山内は、田名部初等師範学校・青森のぎに、明治期、なかでも明治二○~三○年代における「青森開港」のぎに、明治期、なかでも明治二○~三○年代における「青森開港」のでは、『青森県史談』の記事をみてみよう。

と定めしより漸く繁華となり、津軽地方第一の港とはなれり、津軽藩主信牧の臣森山弥七郎始めて市街をこ、に建て商船の碇泊所青森は昔善知鳥と称する一小漁村なりしが、今より二百七十一年前

の港」が誕生したのである。すなわち、「青森開港」を寛永二年と理解街をこゝに建て商船の碇泊所と定めし」と記し、ここに「津軽地方第一明治二九年の「二百七十一年前」、すなわち寛永二年(一六二五)に「市

した。

と略記)をみてみよう。書店が販売した「青森みやげ」に記された「青森沿革史」(以下「沿革」書店が販売した「青森みやげ」に記された「青森沿革史」(以下「沿革」つぎに、青森市が市制施行を実施した明治三一年に、市内米町の鎌田

青森一に養牡は昔し善知鳥と称する小村なりしか、元和八年津軽藩 「曹森」に養牡は昔し善知鳥と称する小村なりしか、元和八年津軽藩 主信牧公封内を巡視して外か浜に至り、近臣森山弥七郎(内蔵之助 信実トモ)を召して親しく開港の測量をなさしめたるに、善知鳥蜆 関の海水は深して巨舶・大船碇泊□便利あるを以て、遂に善知鳥の 港埠を開くへきに決し、寛永二年森山弥七郎を御派奉行となせり、 これにおいても、「青森開港」は「遂に善知鳥の港埠を開くへきに決し、 寛永二年森山弥七郎を御派奉行となせり」の部分から寛永二年と理解で きる。わずか二例ではあるが、ここに藩政時代の認識である寛永三年と 建異なる新説が提示されたとみたい。とくに寛永三年説との対比でいう と、「商船の碇泊」「開港の測量」「巨舶・大船碇泊」など「港町」をイメー ジさせる文言が並ぶ。

ある。こうした記述は何を典拠としているのだろうか。れもまた、さきの藩政時代における青森町民の認識にはなかったもので信枚による領内巡視と、家臣森山弥七郎による測量のくだりである。こさらに、「沿革」で留意しておきたいのは、元和八年(一六二二)の

知らなかったのではなかったか。したがって、新しいルートを求めざる青森県外の出身者である山内元八は、藩政時代以来のアクセスルートをる史料にアクセスをしていたということである。逆にいうと、たとえばまず前提として、この時期になると藩政時代とは異なるルートで異な

の「正しさ」を主張することへの一応の担保となる。 の「正しさ」を主張することへの一応の担保となる。

(一七五六) に今通麿が記した「奥富士物語」につぎのような一節があ(一七五六)に今通麿が記した「奥富士物語」につぎのような一節があは巷にあった風聞のような話を採用した可能性を指摘したい。明和二年つぎに、「沿革」の信枚の領内巡視以下の記述について考える。これの

編者葛西音弥は、同書において「奥富士物語」の「何某とかや云しに被リエーションがあったようだ。たとえば、後述する『青森市沿革史』の「伝に云」から始まるこのエピソードは、明治末期にはいくつかのバ

想定できる。 想言、「大間越より十三へ御下浜」の舞台 を「外浜」に置き換えて成立したものと考えられれば、こうした類型も を「外浜」に置き換えて成立したものと考えられれば、こうした類型も を「外浜」に置き換えて成立したものと考えられれば、こうした類型も を「外浜」に置き換えて成立したものと考えられれば、こうした類型も を「外浜」に置き換えて成立したものと考えられれば、こうした類型も を「外浜」のように信枚自身の外浜「巡視」は記していないが、このエピソー は「沿

た、藩政時代の「青森開港」論とは趣を異にする。こうした物語的なエピソードは、藩庁から発給された文書を基礎としいも、「青森開港」をめぐる歴史叙述のなかでしばしば語られている。さらに、森山弥七郎による油川村と善知鳥村の測量に関するエピソー

のほか寛永元年という年代も想定し得る。 三〇年代の叙述は、とくに「青森開港」前史が加わり、「読み物」とし三〇年代の叙述は、とくに「青森開港」前史が加わり、「読み物」とし三の年代の叙述は、皆景は藩政時代にまで遡るものの、この明治二〇年~

史料を踏まえた理解として妥当ではないか。 では、「前史」(信枚の巡視と森山の測量)を意図したものとするのが、 が、「前史」(信枚の巡視と森山の測量)を意図したものとするのが、 の。」という解釈が示されている。しかし、元和末期の動きは、ここにある」という解釈が示されている。しかし、元和末期の動きは、ここにある」という解釈が示されている。しかし、元年「元

寛永三年、明治二〇年~三〇代に現れた寛永二年、いずれとも異なる第四二年、青森市は『青森市沿革史』を刊行した。ここでは、藩政時代のに至り、初めて青森港を開き」と寛永二年説を採用した。一方、翌明治そして、明治四一年に青森県庁が刊行した『青森県志』は「寛永二年

(3)『青森市沿革史』の発刊

明治四二年(一九〇九)、青森市は初めての「市史」となる『青森市明治四二年(一九〇九)、青森市は初めての「市史」となる『青森市は初めての「市史」となる『青森市明治四二年(一九〇九)、青森市は初めての「市史」となる『青森市

また、青森市はこの委員会とは別に編纂主任葛西音弥(一八三九~一九一七)を選定し、彼の下に材料調査員を二名嘱託し、明治三五年十一九一七)を選定し、彼の下に材料調査員を二名嘱託し、明治三五年十一次がのち、藩校稽古館の教師を務めている。その後も、たとえば明治四年九月に青森町で四教塾を開くなど、教育の場に身を置いてきた人物であり、編纂当時も「葛西翁を以て其最も適任者となすに躊躇せす」とであり、編纂当時も「葛西翁を以て其最も適任者となすに躊躇せす」とであり、編纂当時も「葛西翁を以て其最も適任者となすに躊躇せす」とであり、編纂当時も「葛西翁を以て其最も適任者となすに躊躇せず」となった。

発刊当時の評価としては、『東奥日報』の記者が

働詞の自他やテニオハの遣ひ様が全然ナツテ居らぬからだ、 は無い、現に市長抔も其落第生の一人だから仕方が無い、解らぬと 云ふのは決して佶屈聱牙の漢字を使ふてると云ふのでは無くして、 好で、

報』の主筆を務めていた花田節(一八七一~一九二一)も「予か郷里にと酷評した。この評価は、『沿革史』の編纂委員で発刊当時は『大韓日と

森市史』は『沿革史』を積極的に活用している。 なせり、想ふに、当時予と同一の感を懐ける委員も少からさりき」との 感想を述べている。当時の評価は芳しくない。これに対して、昭和四九 感想を述べている。当時の評価は芳しくない。これに対して、昭和四九 感じない。当時の評価は芳しくない。これに対して、昭和四九 のあとがきでは、『沿

『沿革史』は編年で史料を配列した史料集で、基本構成は冒頭に「綱」として「諸資料によって確定しえた、歴史的事柄を要略した文」を配置として「諸資料によって確定しえた、歴史的事柄を要略した文」を配置として「諸資料によって確定しえた、歴史的事柄を要略した文」を配置といる。なお、掲載史料のなかには、原典の所在が確認できないものが少なからず存在している。その意味では、現在的視点に立つと少々扱いになからず存在している。その意味では、現在的視点に立つと少々扱いにいる。なお、掲載史料のなかには、原典の所在が確認できないものが少なからず存在している。その意味では、現在的視点に立つと少々扱いにいる。なお、掲載史料を配列した史料集で、基本構成は冒頭に「綱」とい史料集ではある。

の根拠となる「目」にはつぎの三点の史料をあげている。新派成る月日不詳」というもので、第三の説「寛永元年」を主張した。そを奉し青森港を善知鳥村に開き青森村と改称せり、本町、浜町、米町のさて、『沿革史』第一章の「綱」は、「寛永元年甲子、森山弥七郎公命

取立之義被仰付候、(「青森派年代記」子細者為信様より信平様へ被仰置、信平様より森山蔵之助江青森派寛永二鷺の場合より御沙汰御相談に而、同三宮の年信平御代右御派之

本町・浜町・米町三ヶ町之義は寛永元年乾四郎兵衛殿・服部長門守

より同十一年之間無役に仕り、同十二年より上納可仕之旨申上候殿御奉行之時森山内蔵之助殿以取続申立、願之通被聞届、寛永元年

願之通被仰付候、

(「浅利旧記」)

百軒、普請奉行ハ森山内蔵之助被仰付候、(「山崎旧記」)元和五年青森町派立御願立被成候而、今年より青森派立始、家数七

を示しておきたい。

を示しておきたい。

を示しておきたい。

を示しておきないということである。

表面の主観がそこに入っていることが見て取れる。

しかも、いずれも原典を失っており、これらの史料が信頼に足るれる。

しかも、いずれも原典を失っており、これらの史料から「綱」に記されまず史料を一読して分かることは、これらの史料から「綱」に記されまず史料を一読して分かることは、これらの史料から「綱」に記され

と考えられる。 と考えられる。

ていると考えられる。しかも、十七世紀末までに青森町の人々の間に、き、『沿革史』が掲げた部分は青森町人が書き残した記録をベースにし寒。そしてこの伝承は、近世前期の青森町に存在していることが確認で

に足る記録はない。
解釈が成り立つ。ただし、実際にこのふたりが「相談」したという実証が形成されていたというので、「相談」はこのふたりでなされたという青森の町立ては津軽信枚と森山弥七郎のふたりで推進されたという認識

年青森開港」を導くことはできない。 そして、寛永三年に森山弥七郎に「青森派取立之義」が下命されたのではないと考える。ただし、この史料から「寛永元が、荒唐無稽なものではないと考える。ただし、この史料から「寛永元が、荒唐無稽なものではないと考える。ただし、この史料から「寛永元が、荒唐無稽なものではないと考える。ただし、この史料から「寛永元をして、寛永三年に森山弥七郎に「青森派取立之義」が下命されたのそして、寛永三年に森山弥七郎に「青森派取立之義」が下命されたの

そこで『沿革史』の編者葛西音弥は、「寛永二年」を寛永元年の誤記であると指摘する。その根拠として、つぎのような注記を施している。 を即書すへきも、本年代記は追書せしものなるを知る、寛永開港の元年なるは正保元年村井・佐藤知行を賜ひし紀事に照しも明かなりしかし、『沿革史』には正保元年条には史料が掲載されておらず、翌しかし、『沿革史』には正保元年条には史料が掲載されておらず、翌しかし、『沿革史』の編者葛西音弥は、「寛永二年」を寛永元年の誤記

今年三月廿一日青森町頭佐藤理左衛門・村井新助去年迄ニ而二十のとみられる。ちなみにこの記事は、「封内事実秘苑」の正保二年条に、とあり、これが「正保元年村井・佐藤知行を賜ひし紀事」に相当するもとあり、これが「正保元年村井・佐藤知行を賜ひし紀事」に相当するもとあり、これが「正保元年村井・佐藤知行を賜ひし紀事」に相当するもとあり、これが「正保元年村井・佐藤知行を賜ひし紀事」に相当するもとあり、これが「正保元年村井・佐藤田左衛門・村井新助去年迄二十一ヶ年之間青森派取建功労町頭佐藤理右衛門・村井新助去年迄二十一ヶ年之間青森派取建功労

ヶ年青森取建二付、新知行五拾石ツ、被下置候

らう。 は、村井家が「青森開港」と何等かの関わりを持っていたとみたためだいう「村井」とみられる。葛西がこの文書をもって年代を考証したの原典が失われている史料であるが、代々町年寄を勤めた村井家がここで年の文書と考えておく。そして典拠とする「村井旧記」は、これもまたとあることから、葛西の注記の年代は誤りで、正保元年ではなく正保二とあることから、葛西の注記の年代は誤りで、正保元年ではなく正保二

「青森派年代記」の記事は、そこに記されているままに理解すればいい、 、同寛文十三年三月条で「青森港」「新町三丁目」と同時代の史料に はみられない表記が出てくる。こうした史料を文書の年代考証の材料に に近いところで関わった家の記録ということでいうと、『津軽史』巻一 三八雑部四に「森山家の書ニ曰、寛永二丑年青森御派之儀御相談被仰付 三八雑部四に「森山家の書ニ曰、寛永二丑年青森御派之儀御相談被仰付 三八雑部四に「森山家の書ニ曰、寛永二丑年青森御派之儀御相談被仰付 三八ないといえる。さらに、村井家のように「青森開港」 という森山弥七郎に連なる森山家の史料に でいるままに理解すればいい でいるままに理解すればいい で、「青森派年代記」の記述と矛盾はない。つまり、 で、「村井旧記」については、『沿革史』寛文七年七月条で「開

のである。

となる。 二巻 永禄日記全』として発刊(発刊年不明)した「北畠徳本氏蔵『永 という表記が十七世紀後半の絵図にはみえないので、十八世紀以降では 事については、『永禄日記』のうち青森郷土会が『青森郷土会叢書第十 が確証はない。ひとまずは「山崎旧記」のまま話を進めていく。この記 書目」にリストアップされていない。似た名称には 明確な根拠はないが、また積極的にこれを評価し得る根拠もまたない。 記事を「浅利旧記」から採っている。内容についてはこれらを否定する ないかと考えられる。『沿革史』ではこのほかに、寛文十一年 禄日記』巻二」を底本とする一書の元和十年(寛永元年)条が手掛かり のかは分からない。編纂物史料とみられ、成立年代については 一)条で新町・柳町・鍛冶町・大工町に対する年貢・役銀賦課に関する 最後の「山崎旧記」は、 つぎに、「浅利旧記」をみてみよう。まず、浅利家がどのような家な 『沿革史』の序文のつぎに掲げられた「引用 「山形日記」がある (一六七

六年已然御願立被成候由青森町派始り家数七百家

橋普請奉行森山藤之助、 塩川之橋懸りたり、橋長橋きぼう橋に懸り、去年より町わり、

天明期頃から流布し広く書写されたため異本が多いようだ。つまり、彼が「伝襲の家記を整理して一書とした」ものであるという。そして、おおむね「山崎旧記」と一致する。『永禄日記』の編者は山崎立朴で、行」が「派立」に対してか、「橋」に対してかという違いはあるものの、この記述から堤川架橋の部分を取り除くと、森山弥七郎の「普請奉この記述から堤川架橋の部分を取り除くと、森山弥七郎の「普請奉

双書第一集 永禄日記』にはこの記事はない。録であった可能性がある。なお、現在、一般によく知られる『みちのく「山崎旧記」は『永禄日記』の写本のひとつ、もしくはそれに類する記

した文書による「寛永三年」説、弘前藩の正史を根拠とした可能性がある「寛永二年」説と比べたとき、史料的根拠は極めて脆弱といわざるをならず、「浅利旧記」「山崎旧記」はせいぜい参考史料というべきもので、ならず、「浅利旧記」「山崎旧記」はせいぜい参考史料というべきもので、ならず、「浅利旧記」「山崎旧記」はせいぜい参考史料というべきもので、ならず、「浅利田記」「山崎旧記」はせいぜい参考史料というべきもので、ならず、「浅利田記」「山崎旧記」は、弘前藩の正史を根拠とした可能性がある。 した文書による「寛永三年」説、弘前藩の正史を根拠とした可能性がある。 した文書による「寛永三年」説、弘前藩の正史を根拠とした可能性がある。 ならず、「浅利旧記」「山崎旧記」は、弘前藩の正史を根拠とした可能性がある。 ならず、「浅利田記」「山崎田記」は、弘前藩庁が発給したす、実証レベルで否定されるといっていいだろう。

た形ではあるが。 森開港」の年代として最有力の説になるのである。ただし、非常に偏っをころが、「寛永元年青森開港」説は、昭和十一、二年頃を境に「青

| 自治体の刊行物が支えた寛永元年説

かを整理することにする。 ここでは、これまでみてきた三つの説が、昭和期以降どう展開したの

三年を宛てる叙述構成で取り上げられることが多い。たとえば、昭和十「着手」と「完成(成就)」といったふたつの年代を設定し、後者に寛永を積極的に評価することは極めて少ないようだ。しかも、青森開港へのに関する通史的な叙述において、「青森開港は寛永三年である」とこれまず、藩政時代の寛永三年説については、明治期以降の「青森開港」

大年(一九四一)発刊の竹内運平(一八八一―一九四五)『青森県通史』六年(一九四一)発刊の竹内運平(一八八一―一九四五)『青森県通史』六年(一九四一)発刊の竹内運平(一八八一―一九四五)『青森県通史』六年(一九四一)発刊の竹内運平(一八八一―一九四五)『青森県通史』六年(一九四一)発刊の竹内運平(一八八一―一九四五)『青森県通史』六年(一九四一)発刊の竹内運平(一八八一―一九四五)『青森県通史』

年説は、現在の通説的理解に近い町づくりの進行中という理解に立って年説は、現在の通説的理解に近い町づくりの進行中という理解に立って類型とみていいだろう。逆にいうと、寛永三年「成就」とする認識は、森机ではこなかったのである。なお、寛永三年「成就」とする認識は、森れではこなかったのである。なお、寛永三年「成就」とする認識は、森した文書にアクセスができていれば、また認識のあり方も変わっていたした文書にアクセスができていれば、また認識のあり方も変わっていたかもしれない。

かという問題がある。

ま大の根拠史料となるので、その解釈のなかで「成就」が成り立つか否というの根拠と称となるので、その解釈のなかで「成就」が成り立つか否と対から逸脱したものではない。ただ、寛永三年に成就」というのは、

明治期になると史料へのアクセスルートがそれまでとは異なってきたよ内事実秘苑」(工藤家記)で知られるようになる。さきにも述べたが、七八五~一八四六)が編纂し、文政二年(一八一九)の自序をもつ「封その「信枚黒印状」については、明治期以降は弘前藩士工藤行一(一

年代を確定する史料としては採用されなかった。(以下『旧県史』と記す)でも掲載されるが、いずれも「青森開港」の森県が編纂して大正十五年(一九二六)十月に刊行となった『青森県史』うだ。そして、明治四二年(一九○九)の『沿革史』で活字化され、青うだ。そして、明治四二年(一九○九)の『沿革史』で活字化され、青

そうしたなか、時期は大きく降ることになるが、平成八年(一九九六) そうしたなか、時期は大きく降ることになるが、平成八年(一九九六) で、平成十三年発刊の長谷川成一編『津軽・松前と海の道』において、 が、平成十三年発刊の長谷川成一編『津軽・松前と海の道』において、 が、平成十三年発刊の長谷川成一編『津軽・松前と海の道』において、 江戸期以前は善知鳥村と呼ばれた小さい漁村で、 湊としては隣の大派の方が賑っていたが、寛永三年(一六二六) 四月、森山弥七郎が 開港奉行となって本町・浜町・米町などの町方と湊を築き、積極的 な人寄せと十年間の年貢諸役を免除して都市の形成につとめた。

にみることもできよう。 氏)。「国日記」の「信枚黒印状」が持つ史料的意義の大きさをこの叙述という形で寛永三年説が息を吹き返したのであった(執筆担当本田伸という形で寛永三年説が息を吹き返したのであった(執筆担当本田伸

だが、『津軽藩旧記伝類』巻之三に載る「一本萩」という記録の拠とする史料には「信枚黒印状」など寛永三年説に有利なものもあるの拠とする史料には「信枚黒印状」など寛永三年説については、『旧県史』がこれを採用した。同書がその根

に御相談ありて、両三年にて成就に相成候、(鼠)阿保内蔵之助、信牧公御代、寛永二年青森御開之節、公、内蔵之助

の刊行物としてそれに倣ったという見方もできようか。
庁が発行した『青森県志』がすでに寛永二年説を採用していたので、県という一節に従って年代を確定したようだ。また、明治四一年に青森県

掲載したことにある。 に幕府年寄衆土井利勝・酒井忠世の連署奉書(以下「奉書」と略記)を軽藩初メテ江戸ニ廻船ス」という項目を立て、『津軽史雑部』八を典拠軽落がメテ江戸ニ廻船ス」という項目を立て、『津軽史雑部』八を典拠

御当地より江戸への御廻船之儀公儀へ被仰立候処

付可被得其意候、恐々謹言、従津軽経江戸被廻船之由被仰越候、遂披露候処、一段可然思召候

五月十五日

五日

土井大炊頭利勝

判

酒井雅楽頭忠世 判

津軽越中守殿

行初る、(宮) という の御廻船御登被成候、此時より江戸廻り米穀通此節より以後江戸への御廻船御登被成候、此時より江戸廻り米穀通

港 油川の打撃」として冒頭につぎのような文章を配した。として位置付けられているものである。一方、『旧県史』の当時はこのとがみて取れる。ところが、二年後の昭和三年(一九二八)発刊の西田とがみて取れる。ところが、二年後の昭和三年(一九二八)発刊の西田とがみて取れる。ところが、二年後の昭和三年(一九二八)発刊の西田とがみて取れる。ところが、二年後の昭和三年(一九二八)発刊の西田とがみて取れる。ところが、二年後の昭和三年(一九二八)発刊の西田とがみている。

の儀を徳川幕府に願ひ出た所、寛永二年五月十五附を以て誠に然る津軽信牧、外ヶ浜に良港を得て此処から江戸に廻航しやうと企て其

森山弥七郎に市街区画設置を命じ、翌三年から之に着手した。は外ヶ浜に出張実地調査をした。(中略)右の如く幕府の許可を得べき事であるから差支ないとの指令を得た。是より先寛永元年信牧

昭和六年版『青森市勢一覧表』で説を説く『沿革史』を発刊した青森市においても、表1に示したように、説を説く『沿革史』を発刊した青森市においても、表1に示したようにてれど、当時の通説的な位置を占めていたと考えられる。また、寛永元年このように昭和初期の寛永二年説は、典拠とする史料はそれぞれ異な

牧公開港奉行ヲ置キ当港ノ開港ニ努メシ青森市ハ元善知鳥村ト称へ些細ノ漁村ニシテ、寛永二年藩主津軽信

版、同九年版、同十一年版はこの一節をそのまま載せた。と寛永二年説でもって記していた。確認し得たところでは、昭和八年

青森市ハ元善知鳥村ト称へ纔ニ一漁村ニシテ、寛永元年藩主津軽信ところが、昭和十二年版の『青森市勢一覧』に至り、

であるのだから、青森市の刊行物として一応の筋は通る。そして以後、と突然「寛永元年」を採用することになった。『沿革史』が寛永元年説

牧公開港奉行ヲ置キ当港ノ開港ニ努メシ

刊号を発刊した。 である寛永二年説から離れ、寛永元年説を採用したのは単に『沿革史』 に従ったという訳ではなく、これとは別の社会的背景があったようだ。 これを解く手掛かりは、青森市の郷土史研究家肴倉弥八(一九〇四~ これを解く手掛かりは、青森市の郷土史研究家肴倉弥八(一九〇四~ これを解く手掛かりは、青森市の郷土史研究家肴倉弥八(一九〇四~ した。 とう』と略記)にある。同会は昭和七年五月に青森史談会として発足し、 十一月頃に会の名称を青森郷土会と変更して翌年一月に『うとう』の創 別号を発刊した。

じであった。当時の研究環境がこうした条件の下にあったことが、寛永 このとき根拠としたのは、直後に『沿革史』寛永十一年条を引用しているところから、ほぼ間違いなく『沿革史』寛永十一年条を引用しているところから、ほぼ間違いなく『沿革史』寛永十一年条を引用しているところから、ほぼ間違いなく『沿革史』であったとみられる。ここに、るところから、ほぼ間違いなく『沿革史』であったとみられる。ここに、るところから、ほぼ間違いなく『沿革史』であったとみられる。ここに、元年説であった寛永二年説に対する寛永元年説が、史料的根拠が脆弱である『沿革史』を利用していたとみられる。つまり、青森埋土会による歴史でも党、史料集である『沿革史』が座右にあったことで活発になったともいえるのである。それは、戦後の『青森市史』の編纂においてもおなもいえるのである。それは、戦後の『青森市史』の編纂においてもおなもいえるのである。それは、戦後の『青森市史』の編纂においてもおなもいえるのである。それは、戦後の『青森市史』の編纂においてもおなもいえるのである。それは、戦後の『青森市史』の編纂においてもおなもいえるのである。それは、戦後の『青森市史』の編纂においてもおなもいえるのである。それは、戦後の『青森市史』の編纂においてもおなもいえるのである。それは、戦後の『青森市史』の編纂においてもおなるといえるのである。

元年説が語られるようになる背景にあったのである。

三ヶ年にして成就せし青森町派立」と寛永元年説を支持した。 徳つて町割した青森派立」「この青森村はかの有名なる寛永元年より 2日三郎右衛門」は、「現在の青森市は寛永元年度森山内蔵助の藩命に 2日三郎右衛門」は、「現在の青森市は寛永元年度森山内蔵助の藩命に 2日三郎右衛門」は、「現在の青森市は寛永元年度森山内蔵助の藩命に 2日三郎右衛門」は、「現在の青森市は寛永元年度森山内蔵助の藩命に 2日三郎右衛門」は、「現在の青森市は寛永元年説を支持した。

年説の勢いの一端が見てとれる。さらに、 の後著書『青森県通史』において、「寛永元年」を青森開港の起点とみ 謀をつぎ、青森港を善知鳥村に開港」と述べている。しかし、竹内はそ 永元年であつた」と記されるようになった。『うとう』を介して説かれ 誌』でも「善知鳥村が青森村と改称されたのは、今より三百余年前の寛 たのはさきに述べた通りである。ここから、 **肴倉弥八も「編輯後記」で「本年は恰度寛永二年信政公は藩祖為信の胎** 廻船始り申候、 殖」で、藩政時代の青森湊の繁栄は「所謂津軽年代記の『寛永二年江戸 る「奉書」の解釈とみて、これもまた寛永元年説の類型とみたい。 寛永二年説とも理解し得るが、『沿革史』の説く寛永元年説を前提とす 炊頭利勝、 永元年に江戸青森間回漕通航を幕府へ請願し、翌二年五月十五日土井大 た訳ではない。たとえば、竹内運平は「青森港発展の歴史と北島の拓 もっとも、この特集においてすべての論者が寛永元年説を支持してい また、小友叔雄(一八七四~一九四二)は「十三港と青森」で、 酒井雅楽頭忠世の名を以て許可せられた」と述べた。これは 外ヶ浜へ上方船多参候て賑々敷成候』」と記していた。 昭和十五年発刊の『青森市 昭和十年代における寛永元

ら「寛永元年」を採用したのである。行する『市勢一覧表』(『市勢要覧』)もまた影響を受け、昭和十二年かた寛永元年説は、こうして広がることになった。そして、、青森市が発

なお、この頃『うとう』誌上で寛永二年説を取り続けたのは、

とどう向き合ったのかを検討してみよう。 寛永二年説の論者であった。つぎに、そうした肴倉が『青森市史』身は寛永二年説の拡大・定着に大きな役割を果たすことになるが、実は彼自のであった。肴倉は後に『青森市史』の編纂等に関わり、青森市内での

昭和二七年からの市史編纂事業は、寛永元年説を併記することすらに優位となり、盤石なる通説となる礎となった。昭和二九年、最初に発加四年の青森市制七〇周年記念で発刊した『目で見る青森の歴史』を含め、同四九年の最終巻索引編まで、寛永二年説を併記することすらを含め、同四九年の最終巻索引編まで、寛永二年説が諸説のなかで決定的せず一貫して「寛永元年青森開港」を貫いた。

していたことである。だからといって、竹内運平のように自説を変更しれた「藩政時代の主要人物は拙稿『青森建設の恩人たち』に収録せる諸編に加筆、訂正掲載した」と記す。たとえば、『青森建設の恩人たち』に収録せる諸善知鳥村は寛永元年、森山弥七郎をして開港せしめたのは、藩祖為信公善の遺命あつたにせよ津軽信牧公が強行したのである」とある。この一節の遺命あつたにせよ津軽信牧公が強行したのである」とある。この一節の遺命あつたにせよ津軽信牧公が強行したのである」とある。この一節の遺命あつたにせよ津軽信牧公が強行したのである」とある。この一節の遺命あつたにせよ津軽信牧公が強行したのである」とある。この一節の遺命あつたにせよ津軽信牧公が強行したのである」とある。この間、昭和三〇年刊の人物編のあとがきに、肴倉は人物編に掲載さこの間、昭和三〇年刊の人物編のあとがきに、肴倉は人物編に掲載さいたことである。だからといって、竹内運平のように自説を変更し

外廓に荒川河を開さくしたという説には賛成しかねる」とこの説を否定 平野開拓雑考(一)」で「堤弾正が横内、鏡城 にもなったことがある。一方、肴倉はこの間、昭和三三年の論文「青森 編上で紹介し、同四七年の社寺編でも肯定的な記述を載せている。この と評価され、現在においても市民に好意的に受け取られ、ねぶたの素材 だとする仮説のことである。『青森市史』では、 れは同湖沼に注いでいた荒川の流れを堤弾正左衛門が変えたことが原因 勢から考えてみたい。 五)です」と語っていた。肴倉はふたつの説を使い分けていたのである 日報』インタビュー記事において肴倉は「青森開港が寛永二年(一六一 うとう沼は、かつて青森平野にあった巨大な湖沼が縮小したもので、そ たのかといえば、そうではない。というのは、昭和四三年二月の『東奥 これについて、 昭和三〇年に横内公民館が発刊した『横内村誌』で「史家の定説 堤弾正左衛門による「荒川開削」論に対した肴倉の姿 「荒川開削」 一論とは、 現在善知鳥神社境内にある (横内城—引用者注)の 昭和三一年発刊の港湾

んに編纂された「町会誌」の記述をあげよう。表2は、

青森市民図書館

13

それが分かりやすい形で現れている事例として、一九八〇年代以降感

その後圧倒的なボリュームで「寛永元年」説が青森市内に溢れることはといては自説を引っ込めるという姿勢・態度があったのではないかといおいては自説を引っ込めるという姿勢・態度があったのではないかといおいては自説を引っ込めるという姿勢・態度があったのではないかといおいては自説を引っ込めるという姿勢・態度があったのではないかといいとである。だから、看倉は『青森市史』のなかでは、自分が支持するでかったのではないかといいながである。だから、看倉は『青森市が発刊するいわば公的な歴との後圧倒的なボリュームで「寛永元年」説が青森市内に溢れることはことであるとか、広く市民の目に触れる可能性のある自らの著作物にことである。

なかったのかもしれない。

でう理解されることになった。 『青森市史』の発刊終了後は、青森市制八○周年を記念して教育委員 の歴史』、そして市制九○周年記念で平成元年(一九八九)に青森市がの歴史』、そして市制九○周年記念で平成元年(一九八九)に青森市がの歴史』と略記)ではすべて「寛永元年青森開港」で叙述され、市民にも ではすべて「寛永元年青森開港」で叙述され、市民にも でと青森市中』の発刊終了後は、青森市制八○周年を記念して教育委員

博労町会の『旭橋』は『青森市史』年表編の寛永元年~同六年、 用してもらうことも、発刊目的のひとつといっていいだろう。 開港」となるのは当然であるし、 は強隣南部氏に対する防備柵の強化と、租米の江戸回航が目的」という 紘一氏寄稿引用文は、『青森市史』第二巻港湾編上にみえる「青森開港 ま掲載している。また、沖館第二町会・沖館第三町会・沖館第四町会の で青森市が刊行した『青森市史』等を参考にしたとみられる。たとえば で確認できた三七冊の「町会誌」を対象としたもので、そのうち十冊が 『町会合同創立50周年記念誌 おきだて 町会は笑顔と協調から』の佐藤 「青森開港」について記しており、その記述を抜粋したものである。 節と酷似している。 これら「町会誌」で「青森開港」について執筆する際、多くのばあい (一六四五) ~寛文八年 (一六六八) までを、体裁を含めほぼそのま したがって、 『青森市史』等はそうやって市民に活 ほぼすべてにおいて「寛永元年青森

年)である」と「寛永二年」説を採用していたからである。年)である」と「寛永二年(一六二五)の歩づくりと町づくりに取りかかりました」とし、平成五年発刊の篠田町会の『町創立65年 町会発足40年 記念誌一里塚』は「『善知鳥村の海世深く、港として多くの船の出入りが出来、物資の輸送も便利である』と外ヶ浜開港奉行に任ぜられた森山弥七郎が藩主に出した調査報告書であった。これを元に幕府から開港許可を得たのは寛永二年(一六二五あった。これを元に幕府から開港許可を得たのは寛永二年(一六二五あった。これを元に幕府から開港許可を得たのは寛永二年(一六二五かりました。

れら二つの「町会誌」はそうした情報にアクセスしたのであろう。物以外に目をやると、寛永元年説は『青森市史』をはじめ『市勢要覧』「町会誌」などそれを記した刊行物の「数」は多いものの、おおむね青森市内でしか通用しない歴史認識であったのである。だから、これらの刊行内でしか通用しない歴史認識であったのである。だから、これらの刊行内でしか通用しない歴史認識であったのである。だから、これらの刊行内でしか通用しない歴史認識であったのである。だから、これらの刊行内でしか通用しない歴史認識であったのである。

史』はられるようになってきた頃、昭和十二年に発刊の東北振興会編『津軽藩られるようになってきた頃、昭和十二年に発刊の東北振興会編『津軽藩たとえば、「寛永元年」説が『うとう』誌上に登場しそれが世人に知

名したのであつた (8) おしたのであつた (8) であり、寛永二年信牧森山弥七郎に命じて初めて港を開き、青森村と命 青森は以前は善知鳥村と称し、荒寥たる一の漁村に過ぎなかつた (8) であった (4) であった (4) であった (5) であった (5) であった (6) では (6) であった (6) で

況であった昭和四一年に発刊の、弘前大学国史研究会編『青森県の歴と寛永二年説で記した。さらに敗戦後、『青森市史』を参考にできる状

史は

(寛永二) 年、江戸への廻船が幕府より許可され、青森港の工事と信枚のやった事業はこのほかに青森港の建設があります。 一六二五

町づくりは進み、翌年に完成しました

して収録されている年表も寛永二年説を採用した。つて弘前大学の教授を務めた宮崎道生の著書『青森県の歴史』の付録ととやはり寛永二年説を採用している。さらに、昭和四五年に発刊の、か

のである。

こうした歴史的経過をふまえたとき、平成十年五月二四日の青森市制 にあたっては、式典後の同年十月に発刊となった『教育』の原稿を背 等に六二年振りのことであった。この式辞において寛永二年説を採用す をのは、画期的なできごとであったといえるのである。昭和十一年以来 実に六二年振りのことであった。この式辞において寛永二年説を採用す るにあたっては、式典後の同年十月に発刊となった『教育』の原稿を背 るにあたっては、式典後の同年十月に発刊となった『教育』の原稿を背 るにあたっては、式典後の同年十月に発刊となった『教育』の原稿を背 かった。ただ、式辞のライターが青森市の刊行物において長く「寛永元 かった。ただ、式辞のライターが青森市の刊行物において長く「寛永元

ないだろう。年」と記しているものを、わざわざ「寛永二年」と書き改めることはし

自治体史引用の落とし穴 ― 教育分野の「青森開港」-

「寛永元年青森開港」説は、青森市民のほか教育関係者にも受容され 「寛永元年青森開港」説は、青森市民のほか教育関係者にも受容され 「寛永元年青森開港」説は、青森市民のほか教育関係者にも受容され 「寛永元年青森開港」説は、青森市民のほか教育関係者にも受容され 「寛永元年青森開港」説は、青森市民のほか教育関係者にも受容され 「寛永元年青森開港」説は、青森市民のほか教育関係者にも受容され 「寛永元年青森開港」説は、青森市民のほか教育関係者にも受容され とりを開始し、よく年に完成させました。そして善知鳥村一帯を青森と くりを開始し、よく年に完成させました。そして善知鳥村一帯を青森と くりを開始し、よく年に完成させました。そして善知鳥村一帯を青森と

意義は大きいといえる。よったのだろう。その意味で、地域の歴史叙述における自治体史の持つに記された歴史叙述(自治体史)を参考にするという一般的な所作にれば、地域の歴史を語るときには、対象となる自治体が発刊する刊行物

とでとくに見逃せないことは、寛永元年説は自治体史の引用は避けるなのか」という理由が記されていないということである。仮に自治体史では議論の余地のないものとして「寛永元年」説を主張していたとしてでは議論の余地のないものとして「寛永元年」説を主張していたとしてでは議論の余地のないものとして「寛永元年」説を主張していたとしてでは、児童・生徒から「なぜ」を問われたならば、教壇に立つ先生はどう答えるのだろうか。問題意識を持たない安易な自治体史の引用は避けるべきではなかったか。

さらに、平成十年の『教育』発刊以降は、史料的な根拠を明示した寛永元年以外の考え方にアクセスできる環境になった。そこでたとえば、東森市内の小学生が学習する社会科の「副読本」は、これまでしばらく寛永元年(一六二四)「善知鳥村に港づくり、まちづくりを始める」とただ、青森開港以外の事柄において、基本的な歴史事実に関する知識もただ、青森開港以外の事柄において、基本的な歴史事実に関する知識もたが、青森開港以外の事柄において、基本的な歴史事実に関する知識もたが、青森開港以外の事柄において、基本的な歴史事実に関する知識もたが、東京に関する知识を明示した寛本のは、東京に関する知识を明示した寛本のは、東京に関する知识を明示した。

るといっていいだろう。 をフィールドとする歴史教育の在り方には根の深い問題が横たわっていではないかと考える。その意味では、青森市限定ではあるが、「地域」が、小中学校で地域の歴史を学習してこなかったことに起因するのこれは、現職の先生方(に限らず青森市民一般にいえることではある

むすびにかえて

書館歴史資料室」に身を置く者として猛省しなくてはなるまい。「青森開港」の年代をめぐって、依然として寛永元年説がピックアップされるのは、現在の通説的歴史叙述が、実は一般、また研究者レベルプされるのは、現在の通説的歴史叙述が、実は一般、また研究者レベルプをれるのは、現在の通説的歴史叙述が、実は一般、また研究者レベルプをれるのは、現在の通説的歴史叙述が、実は一般、また研究者レベルプをれるのは、現在の通説的歴史叙述が、実は一般、また研究者レベルプを相談がピックアップを表現を表現を表現される。

たのである。

たのである。

たのである。

たのである。

ながらでもある。かつて『うとう』で寛永元年説を採用の有効性を議論してこなかった、いわば研究の停滞期が長期間あった事の有効性を議論してこなかった、いわば研究の停滞期が長期間あった事の有効性を議論してこなかった、いわば研究の停滞期が長期間あった事のである。

ところが、こうしたことに関心が向けられることはなく、不幸にも諸

である。 である。

らは、もはや解き放たれなくてはならない。からの四○○年か…。その答え探しにおいて「寛永元年」という呪縛かからの四○○年か…。その答え探しにおいて「寛永元年」という呪縛か

註

- (1) 青森市刊、四~五ページ。
- (2) 弘前市企画部企画課刊、二一一ページ。
- (3) 青森県刊、三一五ページ。

史料解釈の私見については後述する。

中科解釈の私見については後述する。

中世の誤り)を拠り所として「最近はする。

で、幕府年寄衆からの連署奉書がもたらされたという見解もある」と新で、幕府年寄衆からの連署奉書がもたらされたという見解もある」と新で、幕府年寄衆からの連署奉書がもたらされたという見解もある」と新で、幕府年寄来がらの連署奉書に関して、『新青森市史』通史を料解釈の私見については後述する。

- (4) 『日本国語大辞典』第2版(小学館、二〇〇二年、一八八ページ)。
- 永元年」説を採用している(二〇二二年一月十九日確認)。(5) たとえば、青森市ホームページ内「青森開港と水産関係略年表」が「寛

- (6)長谷川成一『郷土歴史シリーズw4 津軽信枚―弘前藩の基礎を築い た「天下無双の美男」藩主』(弘前市立博物館後援会、二〇一七年、九ペー
- (7)『新青森市史』資料編4近世(2)四二号文書(青森市、二〇〇四年)。
- (8)「青森記」(『青森県史』資料編近世2五二三号文書、青森県、二〇〇 二年)。
- (9) (8) におなじ。
- (10) (7) 書、四号文書。
- (11) (8) におなじ。
- (12)この条文は、寛永中期には青森の町立てにおける中心的課題になって いたとみられる。
- (1) 国会図書館デジタルコレクション。
- (14)『青森市史』人物編(青森市、一九五五年、二八七~二八九ページ)。 山町々会誌』、横山町町会、二〇二〇年、四三ページ)。 土産から始まったのである(工藤大輔「浦町村のあゆみと横山町」、『横 国民学校に統合)に備えている。「卓球王国青森県」は、この山内のお め、これを同校と新町女子尋常小学校(昭和二一年〈一九四六〉に長島 校長に就任した山内は、同三六年に出張先の東京で卓球の道具を買い求 ちなみに、明治三二年に青森高等小学校(現青森市立浦町小学校)の
- (15) 蔦谷大輔「『津軽一統志』の流布と利用について」(『弘前大学国史研究 第一二五号、二〇〇八年、三一~三二ページ)。
- 16 (15) におなじ。
- (17)『青森県叢書第九編 奥富士物語下巻』(青森県学校図書館協議会、一 九五四年、二五五ページ)。
- (18) 「封内事実秘苑二」元和八年条(弘前市立弘前図書館蔵一般郷土資料)。
- (1) 『みちのく双書第七集 津軽歴代記類上巻』(青森県文化財保護協会

- ら十三湊の下浜の年代を寛永元年のこととする 一九五九年、七四ページ)所収の「森内左兵衛家記」は信枚の大間越か
- (20)『新青森市史』資料編2古代・中世(青森市、二○○五年、五五六ペー
- (21) 二八ページ。
- (22) 明治四二年末に市役所に納品され、関係者等への配布は翌年一月十三 日から始まった(明治四三年一月十四日付『東奥日報』)。
- (23) 明治三四年三月二七日付および同年十一月二一日付『東奥日報』。
- (24) 明治三五年十一月七日付『東奥日報』。
- (25)『青森県人名大事典』(東奥日報社、一九六九年、一三八ページ)。 巻資料3一五○四号文書、青森市、一九七○年)。 には明治四年九月に「御仮屋拝借家塾取開」とある(『青森市史』第九 仮屋及び蓮華・正覚の二寺」とする。また、青森浜町の豪商滝屋の文書 右の事典では四教塾は正覚寺に開かれたとするが、『教育』では「御
- (26) 明治四一年六月十八日付『東奥日報』。
- (27) 明治三九年五月十九日付『東奥日報』。
- (28) 明治四一年六月六日付『東奥日報』「用捨箱」。
- 29 『東奥日報と明治時代』(東奥日報社、一九五八年、九一ページ)。
- 30 明治四一年六月十八日付『東奥日報』。
- 31 『青森市史』第十一巻索引編(青森市、 一九七四年、二四七ページ)。
- (32)綱文の理解は『青森県史』資料編近世1(二○○一年、青森県、二一ペー
- の資料解説にしたがった。
- (3) 小稿では昭和四八年(一九七三)に歴史図書社から復刊となった、『新 編青森県叢書(七)』に所収の本文を使用した。
- (34) 十五ページ。
- (35)「外浜築城構想」とは、天正十八年以降のある時、津軽為信が信枚に

郎と進藤庄兵衛―」『東奥文化』第九一号、二〇二〇年、四〜七ページ)。ものと考えている(工藤大輔「青森の町づくりと『英雄』伝―森山弥七に、「『為信―信枚』正統の論理」が論理的な支柱となって形づくられたたという伝承である。筆者はこの伝承は横内城を拠点とした外浜開発対して南部氏への備えとして「妙見堂の下田表川」の川端に築城を命じ

佐藤理左衛門と村井新助によって作成されている。書館蔵八木橋文庫)に記されている。そして、この文書は青森御派頭の(36)「外浜築城構想」は、「青森旧記之写・堂舎建立記」(弘前市立弘前図

前大学国史研究』第一五一号、二〇二一年、七〇~七二ページ)。 (37) 工藤大輔「「『青森開港の恩人』森山弥七郎」の人物像を考え直す」(『弘がこの地に誕生してからそう遠くはない時期に認められたものとみられる。また、「御派頭」は「町年寄」の前に使われていたと考えられ、青森

- 38) 五〇ページ。
- (3) 弘前市立弘前図書館蔵一般郷土資料。
- などの共通点が見出せる。 年三月二十一日付の津軽信義黒印状の日付を「二十二日」と読み違える(4)「村井旧記」と「封内事実秘苑」との関係はこのほかにも、寛永十一
- 七三年、一九一ページ)。 七三年、一九一ページ)。
- 九五六年)。 九五六年)。
- | 二〇〇二年、七四七ページ)。 | 二〇〇二年、七四七ページ)。 | 東料解題(弘前市企画部企画課)
- (42) 書
- て道史編纂に関わる。弘前帰郷後の昭和十六年(一九四一)からは陸奥(45)弘前出身で、大学卒業後各地で教員を務めたのち、北海道庁嘱託とし

史談会長を務めた(前掲『青森県人名大事典』、三六六ページ)。

- (46) 東奥日報社刊、一二三ページ。
- (48) 津軽書房刊、一〇二ページ。
- (4) 弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書。
- (50) 吉川弘文館刊、四五ページ。

郷土出版社、二〇〇七年、一〇八ページ)。 江戸へ―青森湊と東廻海運」、瀧本壽史監修『青森・東津軽郡の歴史』、江戸へ―青森湊と東廻海運」、瀧本壽史監修『青森・東津軽郡の歴史』、

- (52) 史料本文は『みちのく双書特輯 津軽史 第四巻』(青森県文化財保保護協会、一九五八年、一二二ページ)から引用した。 保護協会 (引力) 東料本文は『みちのく双書第五集 津軽藩旧記伝類』(青森県文化財
- 時は油川町長を務めていた(前掲『青森県人名大事典』、五〇九~五一(53) 西田源蔵は樺太新聞記者、青森日報主筆を経て、『油川町誌』発刊当護協会、一九七四年、二七六ページ)から引用した。
- (4) 油川町誌刊行会刊、二五~二六ページ。

〇ページ)。

と認められる事柄」と明確に述べている。(55)(5)の石塚氏も、「奉書」による廻船運航の許可は「青森開港の契機

漕通航」の許可という捉え方になっている。に青森が開港したと位置づけているため、「奉書」を「江戸・青森間回ちなみに、『沿革史』も「奉書」を収録している。ただ、同書は前年

審議会会長を務めたほか、青森県文化財保護協会の設立にも関わった(前(5)青森市出身の郷土史研究家。『青森市史』の編纂委員や青森市文化財

掲『青森県人名事典』、二八〇ページ)。

- (57)『うとう』創刊号「編輯後記」(一九三三年、三四ページ)。
- 掲『青森県人名事典』、四八ページ)。 (5) 青森市出身の郷土史研究家で、青森市文化財審議委員などを務めた(前
- 3) 十六ページ。
- 森開港」三一〇年と明治三九年の貿易港指定から三〇年の節目にあたる(6)「編輯後記」によれば、この年に開港記念号の発刊となったのは、「青

からという。

- 究に専念した(前掲『青森県人名事典』、四一四ページ)。(61) 東津軽郡三厩村出身の教育者、郷土史研究家。教員退職後に郷土史研
- 62 ニーページ。
- 64) 二〇ページ。
- (65) 四ページ。
- (66) 東北通信社刊、三ページ。
- (67)「青森開港と酒造業興亡史」(『うとう』二号、一九三三年)、「松前藩の備米制度と青森港(下)」(『うとう』十二号、一九三六年)、「青森港湾史(中)」(『うとう』十五号、一九三六年)、「神家古文書(一)」(『うとう』浩湾史(上)」(『うとう』十四号、一九三六年)では、なぜか冒頭で「寛港湾史(上)」(『うとう』十四号、一九三六年)では、なぜか冒頭で「寛港湾史(上)」(『うとう』十四号、一九三六年)では、なぜか冒頭で「寛港湾史(上)」(『うとう』十四号、一九三六年)では、なぜか冒頭で「寛港湾史(上)」(『うとう』十二号、一九三五年)、「松前藩へ元年条を引用しており(四七ページ)、これとの整合性を保つたの寛永元年条を引用しており(四七ページ)、これとの整合性を保つたの寛永元年条を引用しており(四七ページ)、これとの整合性を保つたの寛永元年条を引用しており(四七ページ)、これとの整合性を保つたの寛永元年条を引用しており(『うとう』十二号、一九三五年)、「松前藩への寛永元年条を引用しており(『うとう』十二号、一九三五年)、「松前藩

めに寛永元年を容れたのだろうか。

- (8) 『青森市史』の最終巻である第十一巻索引編の巻末「あとがき」(二四八ページ)によれば、肴倉が編纂事業の委嘱をされたのは昭和七〜二四八ページ)によれば、肴倉が編纂事業の委嘱をされたのは昭和たと肴倉は記している。
- (69)−ページ。
- (71)昭和四三年二月一日付『東奥日報』夕刊「週間インタビュー」。
- 公益財団法人青森学術文化振興財団、二〇一八年、二三~二六ページ)。承の間に~」。(『平成29年度青森学術文化振興財団懸賞論文受賞論文集』、(2)工藤大輔「あなたは地域の歴史に興味がありますか~歴史的事実と伝
- (73)『うとう』四三号(一九五八年、四八ページ)。
- (74) 二九ページ。
- (75) 一〇九ページ。
- (76) 八ページ。
- (77) これら二つの「町会誌」のほか、富田ふれあい町会の『創立三十周年記念誌 融和』は、主要参考文献のなかに『沿革史』『青森市の歴史』『新市史』(平成十七年三月刊行のものとあるので、資料編2古代・中世とみられる)を揚げ、「津軽の歴史」の最後「青森の誕生と平野の開拓」(二七~三○ページ)という項目で「青森開港」を取り上げた。記述の内容は、使用している図版を含め『青森市の歴史』『青森市の歴史』『新る。そこで注目されるのは、「善知の世史』の最後「青森の誕生と平野の開拓」る。そこで注目されるのは、「善知の世史」の一節(一〇三ページ) これら二つの「町会誌」のほか、富田ふれあい町会の『創立三十周年

である。

に削除したのか、それとも偶然か。五六ページ)」と記す。この記述を受けて同町会誌は右の一節を意識的五六ページ)」と記す。この記述を受けて同町会誌は右の一節を意識的これに関して、引用文献の『新青森市史』では「開港の年は寛永二年(五

- 2) 東洋書院、三三一ページ。
- さきに紹介した、おなじ年に刊行の千葉寿夫『ふるさとの歴史』の叙(?9) 青森県地方史文献刊行会刊、八〇ページ。
- (8) 山川出版社刊、年表十三ページ。

述もこの筋で捉えることができる。

- (名) たとえば、『青森県百科事典』(東奥日報社、一九八一年、六ページ)
- 森市、二〇一〇年、一一二号文書)。
- (83) 山川出版社刊、一四四ページ。
- (8) 光文書院刊、一〇七ページ。
- (85) 弘前大学出版会、八七ページ。
- 浪岡八幡宮拝殿(寛政四年〈一七九二〉)などを取り上げていない。 ・に「しょうとくこうえん」の読みを付したり(一一ページ)、油川・に「しょうとくこうえん」の読みを付したり(一一ページ)、油川・に残る古い建物を地図に落とした図版は、その建物の「建築年代が古い」と「由緒が古い」を混同した上(二五ページ)、近世の建築物であることが明らかであるという油川・明誓寺本堂(文政十一年〈一八二八〉)、とが明らかであるという油川・明誓寺本堂(文政十一年〈一八二八〉)、温岡八幡宮拝殿(寛政四年〈一七九二〉)などを取り上げていない。

- (87) 青森市が平成二四年十一月に実施した市民意識調査(アンケート調査)(87) 青森市が平成二四年十一月に実施した市民意識調査(アンケート調査)において「四〇代男性」でいるかった「『平成24年度第3回青森がなく」(七〇代男性)といった回答があった(『平成24年度第3回青森がなく」(七〇代男性)といった回答があった(『平成24年度第3回青森がなく」(七〇代男性)といった回答があった(『平成24年度第3回青森がなく」(七〇代男性)といった回答があった(『平成24年度第3回青森がなく」(七〇代男性)といった回答があった(『平成24年度第3回青森市民意識調査報告書』、青森市広報広聴課、二〇一三年、一八三~二一九ページ)。
- (8) 八~十四ページ。

たといえる(十四ページ)。はなかつた」と「青森開港」論への課題を投げかけた数少ない論者であっため「良い文献の残つて居らぬ」といい、「開港は単なる土地の撰定でため「良い文献の残つて居らぬ」といい、「開港は単なる土地の撰定で

(くどう・だいすけ 青森市民図書館歴史資料室長)

表 1 『市勢要覧』にみる「青森開港」

年版	タイトル	記事抜粋			
		青森市ハ…寛永二年藩主津軽信牧公開港奉行ヲ置キ当港ノ開港ニ努メシ、			
	青森市勢一覧	青森市ハ…寛永元年藩主津軽信牧公開港奉行ヲ置キ当港ノ開港ニ努メシ、			
	青森市勢要覧	青森市ハ…寛永元年藩主津軽信牧公開港奉行ヲ置キ当港ノ開港ニ努メシ、			
	青森市勢要覧	青森市ハ…寛永元年藩主津軽信牧公開港奉行ヲ置キ当港ノ開港ニ努メシ、			
	青森市勢要覧	青森開港は寛永元年今を去る三百余年前、津軽藩主第二代信牧公に依りて企てられた。			
(7年休		THE PROPERTY OF THE PROPERTY O			
昭和23年	青森市勢要覧	寛永元年新たに善知鳥村に開港奉行を置き、同時に名も青森村と改めた。			
昭和24年	青森市勢要覧	寛永元年(西暦1624年)新たに善知鳥村に開港奉行を置き、同時に名も青森村と改めた。			
昭和25年	市勢要覧	寛永元年(西暦1624年)新たに善知鳥村に開港奉行を置き、同時に青森村と改めた。			
昭和26年	市勢要覧	寛永元年(西暦1624年)新たに善知烏村に開港奉行を置き、同時に青森村と改めた。			
昭和27年	青森市勢要覧	寛永元年(西暦1624年)新たに善知鳥村に開港奉行を置き、同時に青森村と改めた。			
昭和28年	青森市勢要覧	寛永元年(西暦1624年)新たに善知鳥村に開港奉行を置き、同時に青森村と改めた。			
昭和29年	市勢要覧	青森港は、寛永元年津軽藩第二代藩主信牧公が租米の江戸廻船を理由に幕府の許可を得て… 一漁村善知鳥村を青森と改め、開港奉行森山弥七郎をして開港せしめた。			
昭和30年	市勢要覧	寛永元年(1624)新たに善知鳥村に開港奉行を置き青森村と改めた。			
昭和31年	市勢要覧	寛永元年(1624)新たに善知鳥村に開港奉行を置き青森村と改めた。			
昭和32年	市勢要覧	青森港は、今から330余年前の寛永元年(西暦1624年)津軽2代藩主信牧(のぶひら)公が… 一漁村善知鳥(うとう)村を「青森」と改めて、開港奉行森山弥七郎に命じて開港させた。			
昭和33年	青森市	青森港は、今から330余年前の寛永元年(西暦1624年)津軽2代藩主信牧(のぶひら)公が… 一漁村善知鳥(うとう)村を「青森」と改めて、開港奉行森山弥七郎に命じて開港させ、移住民を寄せて港町を作った。			
昭和34年	あおもり	青森港は今から330余年前、寛永元年(西暦1624年)津軽2代藩主信牧公が…—漁村であった 善知鳥村を「青森村」と改めて、当時の開港奉行森山弥七郎に命じて開港させ、近江・富山・ 越前・越後から移住民を寄せて港町三千軒が造られた。			
昭和35年	あおもり	青森港は今から330余年前、寛永元年(西暦1624年)津軽2代藩主信牧公が…一漁村であった 善知鳥村を「青森村」と改めて、当時の開港奉行森山弥七郎に命じて開港させ、移住民を遠 く越後・越前・富山・近江から寄せて港町三千軒が造られたのである。			
昭和36年	あおもり	寛永元年津軽第2代藩主信牧公が…当時一漁村にすぎなかった「善知鳥村」を「青森村」と改称、開港奉行森山弥七郎に命じて「青森港」を開き移住民を遠く越後・越中・越前・近江から呼び港町3,000軒を形成した。			
昭和37年	あおもり	寛永元年 (1624) 津軽藩主信牧公が青森港を開いて人々を招き、物資を集散して一躍津軽地 方最大の拠点たらしめた。			
昭和41年	市勢要覧	(記載なし)			
昭和42年	市勢要覧	(記載なし)			
昭和43年	青森	青森開港は寛永元年、津軽藩主第二代信牧公により企でられた。…開港奉行森山弥七郎に命じて善知鳥村に開港したのである。			
昭和44年	青森	青森市は今から345年前の寛永元年に津軽二代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開発奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。			
昭和45年	青森	青森市は今から340余年前の寛永元年に津軽二代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開港奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。			
昭和46年	青森	青森市は今から340余年前の寛永元年に津軽二代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開港奉行を 命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。			
昭和47年	あおもり	(記載なし)			
昭和48年	あおもり	(記載なし)			
昭和49年	あおもり	青森市は今から340余年前の寛永元年に津軽二代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開港奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。			
昭和50年	あおもり	青森市は今から345年前の寛永元年に津軽二代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開発奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。			
		青森市は今から340余年前の寛永元年に津軽二代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開港奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。			
昭和51年	あおもり	青森市は今から345年前の寛永元年に津軽二代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開発奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。			
		青森市は今から350年前の寛永元年に津軽二代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開港奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。			

年版	タイトル	記事抜粋
		青森市は今から351年前の寛永元年に津軽二代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開港奉行を命
昭和52年	あおもり	じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりです。
		青森市は今から350年前の寛永元年に津軽二代藩主信牧公が家臣の森山弥七郎に開港奉行を命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。
昭和53年	あおもり	寛永元年藩主の許可を得て、善知鳥村を青森村と改め開港したのである。
昭和54年	あおもり	今から350余年前の寛永元年、津軽二代藩主信枚は、…家臣の森山弥七郎を開港奉行に命じ、 それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。
昭和55年	あおもり	今から350余年前の寛永元年、津軽二代藩主信枚は、…家臣の森山弥七郎を開港奉行に命じ、 それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。
昭和56年	あおもり	今から350余年前の寛永元年、津軽二代藩主信枚は、…家臣の森山弥七郎を開港奉行に命じ、 それまでの善知鳥村を青森村と改め開港したのがはじまりである。
昭和57年	あおもり	寛永元年(1624)津軽2代藩主信牧公が善知鳥村を「青森」と改め、開港奉行森山弥七郎に命じて開港させた。
昭和58年	あおもり	青森は、善知鳥(うとう)村という「外ヶ浜」の一漁村でありましたが、寛永元年(1624)津軽2代藩主信牧公が地名を「青森村」と改め、以来港町として発展しました。
昭和59年	あおもり	青森は、善知鳥(うとう)村という「外ヶ浜」の一漁村でありましたが、寛永元年(1624)津軽2代藩主信牧公が地名を「青森村」と改め、以来港町として発展しました。
昭和60年	あおもり	寛永元年(1624)津軽2代藩主信牧公が「善知鳥村」を「青森村」と改めて以来、港町として発展しました。
昭和61年	あおもり	「外ヶ浜」の一寒村にすぎなかった青森が発展するきっかけになったのは、寛永元年 (1624) 津軽2代藩主信牧公が善知鳥村を青森村と改め開港したことにある。
昭和62年	あおもり	外ヶ浜の一寒村にすぎなかった青森は、寛永元年(1624年)津軽2代藩主信牧公により善知鳥村を青森村と改め開港したことにより港町として発展した。
昭和63年	あおもり	かつては外ヶ浜の一寒村にすぎなかったが、寛永元年に津軽二代藩主信枚公が森山弥七郎を 開港奉行に命じ、それまでの善知鳥村を青森村と改め、青森港を開港し…
平成元年	あおもり	青森市はかつて外ヶ浜の一寒村にすぎない小さな集落でしたが、寛永元年津軽二代藩主信枚公が森山弥七郎を開港奉行に任命し、それまでの善知鳥村を青森村に改め、青森港を開港し…
平成2年	あおもり	寛永元年、津軽二代藩主信枚公が森山弥七郎を開港奉行に命じ「青森村」と改め、青森港を 開港し…
平成3年	あおもり	「青森」は、寛永元年(1624)まで、外ヶ浜の一寒村にすぎなかった「善知鳥村」を、津軽2代藩主信枚公の命を受けた森山弥七郎が、開港奉行として派立(町づくり)を行い、青森港を開港したことに始まります。
平成4年	青森市勢要覧	「青森」は、寛永元年(1624)まで、外ヶ浜の一寒村にすぎなかった「善知鳥村」を、津軽二代藩主信枚公の命を受けた森山弥七郎が、開港奉行として派立(町づくり)を行い、青森港を開港したことに始まります。
平成5年	青森市勢要覧	「青森」は、寛永元年(1624年)まで、外ヶ浜の一寒村にすぎなかった「善知鳥村」に始まります。津軽2代藩主信枚公の命を受けた森山弥七郎が、開港奉行として派立(町づくり)を行い、善知鳥村を開港しました。
平成6年	青森市勢要覧	「青森」は、寛永元年(1624年)まで、外ヶ浜の一寒村にすぎなかった「善知鳥村」に始まります。津軽2代藩主信枚公の命を受けた森山弥七郎が、開港奉行として派立(町づくり)を行い、善知鳥村を開港しました。
平成7年	青森市勢要覧	寛永元年(1624年)、外ヶ浜の一寒村にすぎなかった「善知鳥村」から「あおもり」は始まった。津軽二代藩主信枚公の命を受けた森山弥七郎が、開港奉行として善知鳥村を開港、派立(町づくり)を行った。
平成8年	青森市勢要覧	寛永元年(1624年)、外ヶ浜の一寒村にすぎなかった「善知鳥村」から「あおもり」は始まった。津軽2代藩主信枚公の命を受けた森山弥七郎が、開港奉行として善知鳥村を開港、派立(町づくり)を行った。
平成9年	青森市勢要覧	寛永元年(1624年)、外ヶ浜の一寒村に過ぎなかった「善知鳥村」から「あおもり」は始まった。津軽二代藩主信枚公の命を受けた開港奉行森山弥七郎が港を開き、派立(町づくり)を行った。
平成10年	青森市勢要覧	寛永元年(1624年)/外ヶ浜の一寒村にすぎなかった「善知鳥村」から「あおもり」は始まりました。
平成11年	青森市勢要覧	(記載なし)
平成12年	青森市勢要覧	(記載なし)
平成13年	青森市勢要覧	(記載なし)
平成14年	青森市勢要覧	(記載なし)
平成15年	青森市勢要覧	(記載なし)
平成16年	青森市勢要覧	(記載なし)
平成17年	青森市勢要覧	(記載なし)

【注】本表は青森市史編さん資料に拠り作成した。

表 2 「町会誌」における「青森開港」

書名	発刊年	記事抜粋
『町会創立80周年記念誌 わが町蜆貝』	1982	寛永元年(1624年)津軽藩がここに港を開いたのがもとになっています。
『青森市野内村合併20周年記念誌 のない』	1983	寛永元年(1624)森山内蔵之助に命じて、善知鳥村に新しく青森の地名をつけて港を開いた。
『松原町会の歩み』	1984	寛永2年(1625)弥七郎は開港奉行に任ぜられ、青森の港づくりと町づくりに取りかかりました。
『中奥野町会 創立20周年記念誌』	1984	津軽藩は寛永元年(1624年)青森開港に着手し、諸国から移住者を集め 積極的に保護政策を講じた。
『町会創立45周年記念誌 上三上町 今昔あれこれ』	1986	寛永元年(1624)2代藩主信牧は外ヶ浜の中心にある一漁村善知鳥村に 開港奉行を置いて青森村と改称し、翌二年五月、幕府の許可を得て江戸 廻船を始めた。
博労町町内史編集委員会編『旭橋』	1992	寛永元年(1624)2代藩主信牧公は善知鳥村に開港奉行(森山弥七郎)を置き、青森村と改め開港せしむ。この年本町(大町)・浜町・米町の新派(町)成る。
『町創立65年 町会発足40年 記念誌 一里塚』(篠田)	1993	「善知鳥村の海は深く、港として多くの船の出入りが出来、物資の輸送も便利である」と外ヶ浜開港奉行に任ぜられた森山弥七郎が藩主に出した調査報告書であった。 これを元に幕府から開港許可を得たのは寛永2年(1625年)である。
『青森市町会連合会創立40周年記念誌 まちづくり』	1993	外ヶ浜の1寒村にすぎなかった青森は、寛永元年(1624年)に津軽信枚公が善知鳥村を青森村と改め開港したことにより港町として発展しました。
『町会合同創立50周年記念誌 おきだて 町会は笑顔と協調から』	2002	二代藩主津軽信牧公(信枚公とも記される)は、「強隣南部氏に対する防備柵の強化と租米江戸回航が目的」で、寛永元年 1624 弘前城の建築で功をなした森山弥七郎を開港奉行にし、油川にあった港を青森に遷させました。
『富田ふれあい町会 創立30周年記念誌 融和』	2008	幕府から開港の許可を得たのは、寛永2年(1625年)であった。